

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見える化要件について

一般社団法人 杜のめぐみ

●「福祉・介護職員特定処遇改善加算」とは

令和元年10月の障害福祉サービス等報酬改定において、職員の確保・定着につなげていくため、処遇改善加算に加え、経験・技能のある障害福祉人材に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認める特定加算を創設したものです。

●福祉・介護等特定処遇改善加算の要件

- * 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- * 職場環境等要件について、複数の取り組みを行っていること
- * 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること

●見える化要件

福祉・介護職員等特定処遇改善の賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を「障害福祉サービス等情報公表制度」やHPを使って外部から見える形で公表することになっています。この要件に基づいた当法人の取り組みは下記の通りです。

加算の取得状況	福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） ベースアップ等加算
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修、介護職員初任者研修、資格試験のための費用助成制度の創設、勤務シフト優遇。
両立支援・多様な働き方の推進	従業員の事情に応じた就業時間・日数を選択できるよう、短時間正社員制度・雇用形態転換制度の整備
やりがい・働きがいの構成	毎月1回、全員参加でのミーティングを実施。個々の職員の気づきに対して意見交換し、勤務環境やサービス提供の改善を行う。